

## 広島県商工会議所連合会「広島県働き方改革実践企業」認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、働き方改革の推進について理解と意欲があり、仕事と暮らしのどちらも充実させることができる環境を実現するため、自律的で多様な働き方を選択できる職場環境整備の推進や、業務の効率化等による長時間労働の是正、休暇取得の促進等、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を広島県商工会議所連合会（以下「県連」という。）が認定し、広島県及び働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま等の関係機関と連携して当該企業が社会的に評価される仕組みを作ることにより、企業の働き方改革の自主的な取組の促進を図り、もって、広島県内企業における働き方改革を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

#### (1) 企業

広島県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する法人、団体、個人事業主をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

#### (2) 県内各商工会議所

県連の構成団体である広島商工会議所、尾道商工会議所、呉商工会議所、福山商工会議所、三原商工会議所、府中商工会議所、三次商工会議所、庄原商工会議所、大竹商工会議所、竹原商工会議所、因島商工会議所、東広島商工会議所、廿日市商工会議所をいう。

### (対象)

第3条 この要綱に基づく認定制度の対象となる企業は、県内各商工会議所の会員（特別会員を含む）とする。

### (認定要件)

第4条 広島県商工会議所連合会会頭（以下「県連会頭」という。）は、次に掲げるいずれの要件も満たす企業を「広島県働き方改革実践企業」として認定するものとする。

(1) 別表に定める認定基準に該当すること

(2) 過去3年間で労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと、その他の法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと

### (申請)

第5条 この要綱に基づく認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「広島県働き方改革実践企業」認定申請書（様式第1号）に、「広島県働き方改革実践企業」認定基準該当状況申告書（様式第2号）及び労働組合等（又は従業員）の意見書（様式第3号）並びに認定基準を満たしていることを証明する資料を添付し、県連会頭に提出するものとする。

### (認定等)

第6条 県連会頭は、第5条の申請を受理したときは、申請書類により事前審査を行うとともに、働き方改革実践企業審査委員会による審査結果を踏まえ、認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

2 県連会頭は、認定することを決定したときは、申請者に対し、「広島県働き方改革実践企業」認定証（様式第4号）を交付する。

（調査）

第7条 県連会頭は、審査に当たり必要と認められるときは、実地及び聴取による調査（以下「実地調査」という。）を実施することができる。

（進捗状況の確認）

第8条 第6条による認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、認定を受けた年度の翌年度から、毎年度末日までに「広島県働き方改革実践企業」取組状況報告書（様式第5号）を県連会頭に提出しなければならない。

2 県連会頭は、前項の取組状況報告書のほか、取組の実施及び関係法令の改正に伴う対応等の確認に必要と認められる資料の提出を求めることができる。

3 県連会頭は、必要に応じ、実地調査等により取組状況の確認を行うことができる。

（変更の届出）

第9条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「広島県働き方改革実践企業」認定変更届出書（様式第6号）により、県連会頭に届け出なければならない。

- (1) 企業の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

（認定の辞退）

第10条 認定企業は、第4条の認定要件を逸脱する事実が明らかになったときは、速やかに「広島県働き方改革実践企業」認定辞退届出書（様式第7号）により、県連会頭に届け出なければならない。

（認定の取り消し）

第11条 県連会頭は、認定企業が認定要件を逸脱することが明らかとなったときは、その他認定企業として適当でなくなると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定取り消しを行うときは、県連会頭は働き方改革実践企業審査委員会に認定取り消しの適否についての審査を求めることができる。

3 第1項の規定により認定の取り消しを行うときは、県連会頭は、「広島県働き方改革実践企業」認定取消書（様式第8号）により、理由を付して認定企業にその旨を通知するものとする。

4 前項の認定の取り消しの通知を受けたときは、認定企業は速やかに認定証書を県連会頭に返納するものとする。

（情報提供）

第12条 県連会頭は、第6条及び第11条に規定する審査のために働き方改革実践企業審査委員会に申請書類、取組状況報告書等の必要な書類を提供するほか、認定企業の広報など制度運用にあたり必要な範囲において、協力機関である広島県に申請書類、取組状況報告書等の情報を提供するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) 「広島県働き方改革実践企業」認定基準

大項目	中項目	番号	小項目	条件	
基本項目		1	直近1年間での常用雇用の総実労働時間(1人あたり1か月平均)が190時間以下	必須	
		2	直近1年間に年次有給休暇を10日以上付与された常用雇用の年次有給休暇取得日数が全員5日以上	必須	
実現のための仕組み	方針の明確化	3	「働き方改革」に関する方針を明確化している	必須	
		4	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している	必須	
	目標の明確化	5	「働き方改革」推進における具体的な目標がある	必須	
	推進体制	6	「働き方改革」を推進する部署または担当者を設置している	必須	
		7	従業員の意見を把握する制度がある	いずれか	
		8	労働組合または労働者の代表との話し合いの場を設けている	1つ以上	
	制度	9	長時間労働を削減するための制度がある	いずれか 2つ以上 (※)	
		10	休暇の取得を促進するための制度がある		
		11	場所や時間について、多様な働き方を実現するための制度がある		
		12	育児と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度がある		
		13	介護と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度がある		
		14	治療と仕事の両立を支援するための制度がある		
		15	女性活躍を推進するための制度がある		
		16	非正規雇用の従業員の処遇改善等を推進するための制度がある		
		17	高齢者の活躍を推進するための制度がある		
		18	障害者の活躍を推進するための制度がある		
		19	若年者の活躍を推進するための制度がある		
		20	上記以外の多様な人材の活躍を推進するための制度がある		
	行動	制度利用促進	21	制度利用促進のための具体的なルール・手続等がある	いずれか 3つ以上
			22	管理職への指導・評価を行っている	
23			従業員個人への指導・評価を行っている		
24			社内慣行・風土を変えるための具体的な取組がある		
25			職場のコミュニケーション円滑化のための取組を行っている		
周知啓発		26	全従業員に対して制度・取組について情報提供を行っている	いずれか 2つ以上	
		27	キャンペーンの実施など「働き方改革」について全社的な啓発を行っている		
		28	管理職に対して「働き方改革」について教育・研修を実施又は受講の機会を与えている		

	29	従業員に対して「働き方改革」について教育・研修を実施又は受講の機会を与えている		
業務改善	30	従業員の労働生産性を向上させるための人材育成の取組がある	いずれか 2つ以上	
	31	業務の可視化・業務プロセスや業務内容の見直しを行っている		
	32	業務分担の見直しや柔軟な人員体制の整備により業務体制の見直しを行っている		
	33	労働時間や休暇取得状況、その他各種制度の利用について実態把握を行っている		
実態把握 ・管理	34	労働時間や休暇取得状況、その他各種制度の利用状況などの実態について経営者層が把握している	いずれか 2つ以上	
	35	労働時間や休暇取得状況、その他各種制度の利用状況などの実態について管理職が把握している		
	36	制度や取組について従業員の意識や評価を把握して改善につなげている		
	37	次の要件(①・②)を全て満たしている ①直近1年間での週労働時間60時間以上の常用雇用者がゼロ ②直近1年間での常用雇用者の総実労働時間(1人あたり1か月平均)が170時間以下		
実績・成果	長時間労働削減	37	次の要件(①・②)を全て満たしている ①直近1年間での週労働時間60時間以上の常用雇用者がゼロ ②直近1年間での常用雇用者の総実労働時間(1人あたり1か月平均)が170時間以下	いずれか 2つ以上
	休暇取得	38	直近1年間での常用雇用者の年次有給休暇の平均取得率が60%以上、または同平均取得日数が10日以上	
	時間・場所 (多様な働き方)	39	場所や時間について、多様な働き方を実現するための制度(上記の認定項目11)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある	
	育児	40	次の要件(①~④)を全て満たしている ①広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(仕事と介護の両立支援の取組を除く)に登録している ②育児と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度(上記の認定項目12)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある ③直近3年間に在籍中に出産した女性従業員のうち、育児休業を取得した者の割合が75%以上 ④直近3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業等(企業独自の休暇制度を含む)を取得した者の割合が13%以上、または直近3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業を取得した者が1名以上	
	介護	41	次の要件(①~③)を全て満たしている ①広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(仕事と介護の両立支援の取組)に登録している ②介護と仕事の両立を支援するための法定を超える独自の制度(上記の認定項目13)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある ③直近3年間に介護を理由とした退職者がいない(ただし、介護をしている従業員がいること)	
	治療	42	治療と仕事の両立を支援する制度(上記の認定項目14)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある	
	女性活躍	43	次の要件(①・②)を全て満たしている ①管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合が、厚生労働省が発表している産業ごとの割合の平均以上 ②女性活躍を推進するための制度(上記の認定項目15)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある	
	非正規雇用	44	非正規雇用の従業員の処遇改善等を推進する制度(上記の認定項目16)を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある	

高齢者	45	高齢者の活躍を推進する制度（上記の認定項目17）を導入しており、かつ、その制度を活用して65歳以上の高齢者が活躍している
障害者	46	障害者の活躍を推進する制度（上記の認定項目18）を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある
若年者	47	次の要件(①・②)を全て満たしている ①直近3年間の正社員として就職した新卒者等のうち同期間に離職した者の割合が20%以下 ②若年者の活躍を推進する制度（上記の認定項目19）を導入しており、かつ、直近3年間にその制度の利用実績がある
他の認定取得・表彰受賞	48	直近3年間に次(①～③)のいずれかの認定取得・表彰受賞している ①別に定める国の認定制度を認定取得している ②別に定める国・県の表彰制度を受賞している ③別に定める県内の市町独自の働き方改革に関する認定を取得している
その他	49	他社の模範となる独自の取組を実施しており、高い実績・成果がある

※ 大項目「実現のための仕組み」の中項目「制度」（認定項目9～20）の条件については、常用雇用者100人以下の企業においては、大項目「実績・成果」の中項目「その他」（認定項目49）に該当するときは、いずれか1つ以上とする。